

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前	
			(新規)	
営農類型	経営規模	生産方式		
花き専作5 (施設)	<作目と作付面積> トルコギキョウ 500㎡ クルクマ 500㎡	(主な施設整備) K P H ハウス 1,000㎡, 倉庫兼 作業場, トラクタ, 軽トラック, 管理 機, 土壌消毒機, かん水施設一式, 暖房機	(その他) ・トルコギキョウ (3~4月出荷) クルクマ (6~10月出荷) ・トルコギキョウは購入苗を使用 ・クルクマは切り下球を再利用	
	<経営面積> 1,000㎡			
花き専作6 (施設)	<作目と作付面積> レザリーフファン 2,500㎡	(主な施設整備) K P H N ハウス 2,500㎡, 倉庫兼作業場, 軽トラック, 動力噴霧機, かん水施設	(その他) ・周年出荷 (毎月) ・定植株は購入苗を利用し ・定植後 10 年程度は収穫可能, その後 は適宜改植 ・ハウス導入は中古ハウスリース又は 県単補助事業を活用 ・種子島地域を想定 (霜よけ必要)	
	<経営面積> 2,500㎡			

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
<b>(5) 工芸作物</b>				<b>(5) 工芸作物</b>			
営農類型	経営規模	生産方式		営農類型	経営規模	生産方式	
茶専作1 (生葉)	<作目と作付面積> 茶樹(成木園) 4.0ha (早生:40%) (中生:40%) (晩生:20%)  <経営面積> 4.0ha	(主な資本装備) 乗用型摘採機, 乗用型防除機, 乗用型複合管理機 (共同利用), 防霜ファン, スプリンクラー	(その他) ・乗用型管理体系 ・荒茶加工施設に委託加工 ・市場出荷, 相対取引	茶専作 (委託加工)	<作目と作付面積> 茶樹(成木園) 2.5ha (早生:40%) (中生:40%) (晩生:20%)  <経営面積> 2.5ha	(主な資本装備) 乗用型摘採機, 乗用型防除機, 乗用型複合管理機 (共同利用), 防霜ファン, スプリンクラー	(その他) ・乗用型管理体系 ・荒茶加工施設に委託加工 ・市場出荷
	さとうきび 専作	<作目と作付面積> さとうきび (収穫) 5.5ha (新植夏植え) 0.8ha (採苗) 0.3ha  <経営面積> 6.6ha	(主な資本装備) トラクタ, ロータリ, ブームスプレヤ, 株揃え機, スクープ		(その他) ・春植え栽培及び夏植え栽培ともに株 出し栽培3回実施 ・良質な(不良芽子のない)苗栽培 ・適期作業管理 ・植付直後及び生育期にかん水を実施	さとうきび 専作	<作目と作付面積> さとうきび (春植) 1.0ha (夏植) 1.5ha (株出) 3.5ha (新夏) 1.5ha  <経営面積> 7.5ha
<b>(6) 普通作物</b>				<b>(6) 普通作物</b>			
営農類型	経営規模	生産方式		営農類型	経営規模	生産方式	
水稲専作	<作目と作付面積> 早期(普通機)水稲 11.0ha  <経営面積> 11.0ha	(主な資本装備) トラクタ, ロータリ, 水稲播種機, 乗用田植機(4条), 自脱型コンバイン(3条)	(その他) ・農地は借地主体 ・農繁期の一部雇用 ・早生, 中生, 晩生品種の組合せによる作期拡大	水稲専作	<作目と作付面積> 普通期水稲 8.0ha  <経営面積> 8.0ha	(主な資本装備) トラクタ2台(40ps, 30ps), 乗用田植機(4条), 自脱型コンバイン(3条), 遠赤外線乾燥機(2台)	(その他) ・中型機械利用による作業体系 ・農地は借地主体 ・農繁期の一部雇用 ・作期拡大のための品種構成
	(削除)				さつまいも 専作	<作目と作付面積> 焼酎用さつまいも 2.0ha でん粉用さつまいも 3.0ha  <経営面積> 6.0ha	(主な資本装備) 農機具庫, トラクタ2台(50ps, 25ps), 挿苗機, 土壌消毒機付き畦立てマルチャー, 葉処理機, 自走式掘取機

改正後			改正前														
<p><b>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</b></p> <p>本基本方針第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積<sup>(注5)</sup>シェアの目標を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全域</td> <td>令和17年度 70%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、県内において作成された地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市町村、市町村農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。</p> <p>特に、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、<u>その他の多様な経営体</u>など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め農業を担う者への農地利用の促進を図る。</p> <p>(注5) 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。</p>			地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考	県全域	令和17年度 70%		<p><b>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</b></p> <p>本基本方針第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積<sup>(注4)</sup>シェアの目標を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全域</td> <td>令和12年度 90%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市町村、市町村農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。</p> <p>特に、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、<u>中小・家族経営</u>など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め農業を担う者への農地利用の促進を図る。</p> <p>(注4) 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。</p>			地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考	県全域	令和12年度 90%	
地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考															
県全域	令和17年度 70%																
地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考															
県全域	令和12年度 90%																

改正後	改正前
<p><b>第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</b></p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、(略)</p> <p>また、これらの関係機関等は、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携して農業経営基盤強化促進事業に取り組めるよう、(経営改善計画の達成のための研修の実施、青年等就農計画の達成のための援助、<u>地域計画の実現に対する支援</u>、<u>地域計画実現による農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等</u><sup>(注6)</sup>など)必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(注6)</u>「利用権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託。</p> <p>(2) 農用地利用改善事業については、<u>地域計画変更</u>のための集落や地域における話し合い活動による合意形成をもとに、担い手への農用地の利用集積等を進めるため、農用地利用改善団体の活動を促進する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><b>第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</b></p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、(略)</p> <p>また、これらの関係機関等は、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携して農業経営基盤強化促進事業に取り組めるよう、(経営改善計画の達成のための研修の実施、青年等就農計画の達成のための援助、<u>地域計画の策定に対する支援</u>、<u>地域計画実現による農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等</u><sup>(注5)</sup>など)必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(注5)</u>「利用権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託。</p> <p>(2) 農用地利用改善事業については、<u>地域計画策定・変更</u>のための集落や地域における話し合い活動による合意形成をもとに、担い手への農用地の利用集積等を進めるため、農用地利用改善団体の活動を促進する。</p> <p>(以下省略)</p>